

ごみの分別マーク

表示が義務づけられているマーク



プラスチック製容器包装

飲料・酒類・調味料用の
ペットボトルを除く。



紙製容器包装

飲料・酒類用紙パックで
アルミ不使用のもの及び
段ボール製容器包装を除く。



飲料・酒類・調味料用の
ペットボトル

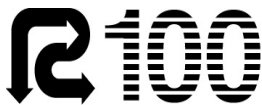


飲料・酒類用
スチール缶



飲料・酒類用
アルミ缶

リサイクル関係のマーク



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

再生紙使用マーク(Rマーク)

数字は古紙が含まれている
割合を示す。
たとえば、R100だったら
古紙配合率100%ということ。



エコマーク

(財)日本環境協会が認定
する、環境保全に役立つ商
品に表示される。



グリーンマーク

(財)古紙再生促進セン
ターが行なう、古紙を再
生利用した紙製品につ
けるマーク。

自主的に採用されているマーク



段ボールのマーク

段ボール製容器包装



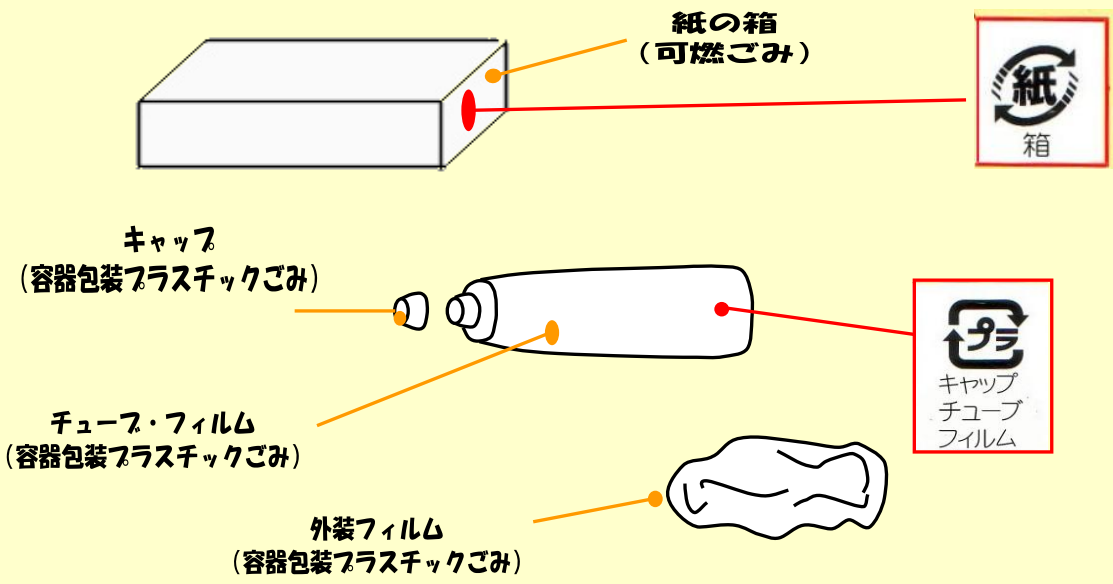
紙パックのマーク

飲料・酒類用紙パックで
アルミ不使用のもの

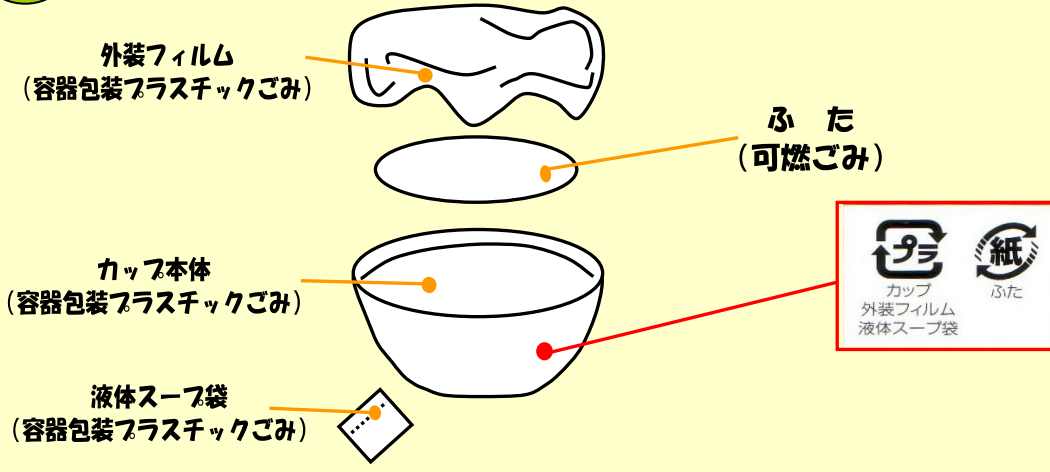
※上記の「表示が義務づけられているマーク」は、分別収集の目安になります。
リサイクルに生かしてください。

こんなマーク見たことあるかな？

例えば 歯磨き粉の場合



例えば カップ麺の場合



種類によって違うことがあるので、分別のマークをご覧ください。

素材別に分けるのは、リサイクルには、大切なことなのじゃ！

